

政令第 号

国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第五条第一項及び第十九条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部改正）

第一条 防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第三条中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第二号二中「八まで」を「二までに改め、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 交流採用が法第二条第四項第一号又は第二号のいずれに係るものであるかの別
第四条から第六条まで及び第九条から第十一条までの規定中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第十二条第二項中「第二十三条第四項」を「第二十四条第四項」に改める。

第十四条中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第一号中「者をいう」の下に「
。第十六条第一号二において同じ」を加え、同号イ中「この条」の下に「及び第十六条」を加え、同号中
トをチとし、ニからへまでをホからトまでとし、同号ハ中「地位」の下に「（法第二条第四項第二号に係
る交流採用にあつては、当該交流採用に係る任期中の地位を含む。）」を加え、同号ハを同号二とし、同
号ロの次に次のように加える。

八 交流採用が法第二条第四項第一号又は第二号のいずれに係るものであるかの別

第十七条中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第十七条とし、第十五条の次
に次の一条を加える。

（交流元企業が雇用継続交流採用職員に行うことができる給付）

第十六条 法第二十四条第一項において準用する法第十九条第四項に規定する政令で定める給付は、所属企業がその雇用する者の福利厚生の増進を図るために行う次に掲げるものとする。

一 次に掲げる給付（イからハまでに掲げる給付で任期中に新たに行うものにあつては、任期満了後も継続して行うことが見込まれるものに限る。）であつて、公務の公正性の確保の観点から長官の定める基準を満たすもの

イ 住宅資金、生活資金、教育資金その他の資金の貸付け

ロ 住宅の貸与

ハ 保健医療サービス、保育サービス、教育サービスその他これらに類するサービスに係る給付であつて、長官の定めるもの

二 交流採用予定者の委託を受けて行う貯蓄金の管理（任期中の新たな貯蓄金の受入れを除く。）

二 前号に掲げるもののほか、交流採用前から継続して行う給付又は任期満了後も継続して行うことが見込まれる給付であつて、当該所属企業が雇用する他の者との均衡上任期中も行うことが相当と認め

られるもののうち、長官が公務の公正性の確保に支障がないと認定したもの

（防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令の一部改正）

第二条 防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第四条第二項及び第七条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第十条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員について、その任期中の雇用に基づく賃金その他の給付（防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）第十六条に規定するものを除く。）を行わないものとする。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

一 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条第五項、第八条の三第四項及び第十条の二第三項第一号

二 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第五十六条第三号及び第二百二十条の十五第三項

三 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十三条第一項第一号及び附則第八条第三項第一号

四 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）第一条第九号

（防衛庁組織令及び防衛人事審議会令の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

一 防衛庁組織令（昭和二十九年政令第七十八号）第四十三条の二第一項第一号

二 防衛人事審議会令（平成十二年政令第二百六十一号）第五条第一項の表離職者就職審査分科会の項

附 則

この政令は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年

九月二十日）から施行する。

理 由

国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令その他の関係政令の規定を整備する必要があるからである。